



決定期間延長通知書

3文芸第956号

令和3年7月2日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀 章



令和3年6月18日付けで開示請求のありました行政文書については、愛知県情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長しましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	あいちトリエンナーレ実行委員会会長が、あいちトリエンナーレ実行委員会規約第16条1項に基づき、2019年1月1日から同年12月31日までの間になした専決処分につき、同会運営委員会に対し、同規約同項第2号に基づき報告をなした報告内容を記した文書全て
愛知県情報公開条例第1-2条第1項の規定による決定期間	令和3年 6月18日から 令和3年 7月 2日まで
延長後の決定期間	令和3年 6月18日から 令和3年 7月30日まで
延長の理由	開示請求に係る行政文書の量が多く、かつ、多数の開示請求が集中したため、短期間に行政文書を探索し、決定することが困難であるため
担当課等	県民文化局文化部文化芸術課 国際芸術祭推進室調整グループ 電話 052-971-6111